

第3回 サービス量の見込みに関する 専門委員会資料

令和6年1月22日

サービス量の見込みに関する専門委員会

第 9 期介護給付等対象サービスの量の見込み
及び保険料の設定について（案）

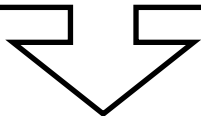
1 介護給付等サービス量及び介護保険料の推計手順

第9期のサービス量及び介護保険料の推計にあたっては、計画期間である令和8（2026）年度までの高齢者人口及び要介護認定者数等の推計を行うとともに、団塊の世代が75歳以上に到達する令和7（2025）年や団塊ジュニアの世代が高齢者となる令和22（2040）年を見据え、中長期的な視点で取り組む必要がある。

なお、これらの推計にあたっては、国から配布された「地域包括ケア「見える化」システム」の将来推計機能等を使用している。当該システムの将来推計手順は以下のとおり。

（1）人口推計（P.3）

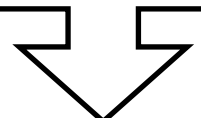
本市の住民基本台帳人口をベースに国立社会保障・人口問題研究所の推計人口における仮定値を算出する計算式を使用し、将来人口を推計



（2）要支援・要介護認定者数及び認定率の推計（P.4）

本市の将来推計人口に要支援・要介護認定者の令和5年度の出現率を乗じて、将来の要支援・要介護認定者数を推計

※市民への普及啓発や地域ケア会議の開催等、介護予防への取り組み効果を見込み、第9期の認定者数を推計値よりも抑制。

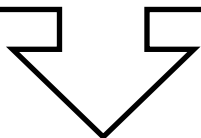


（3）施設・居住系サービス給付費の推計（P.5） **A**

$$\boxed{1 \text{ 月あたり利用者数} \times 1 \text{ 人 1 月あたり給付費} \times 12 \text{ 月} = \text{年間給付費}}$$

利用者数については、第2回サービス量の見込みに関する専門委員会で承認された整備計画及び現状の推移を踏まえて推計

1人1月あたり給付費については、R5（2023）年度実績値に介護報酬改定を反映させて使用。

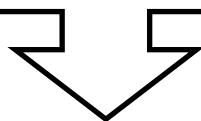


(4) 在宅サービス等給付費の推計 (P.7) **B**

$$\boxed{1 \text{ 月あたり利用者数} \times 1 \text{ 人 1 月あたり利用回数} \times 1 \text{ 人 1 回 (日) あたり給付費} \times 12 \text{ 月}} \\ \boxed{= \text{年間給付費}}$$

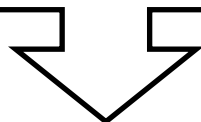
利用者数及び 1 人 1 月あたり利用回数については、前年度の在宅サービスの利用者数及び利用回数に R3 (2021) 年度から R4 (2022) 年度にかけての利用率及び利用回数の伸び等を勘案して推計。

1 人 1 月あたり給付費については、R5 (2023) 年度実績値に介護報酬改定を反映させて使用。



(5) 介護給付等サービス総給付費の推計 (P.8)

施設・居住系サービス給付費 **A** + 在宅サービス等給付費 **B** で算出



(6) 保険料の推計 (P9～)

- 施策反映後のサービス見込量等をもとに保険料を推計

$$\boxed{\text{保険料収納必要額} \div \text{第 1 号被保険者数} = \text{保険料基準額 (年額)}}$$

※保険料収納必要額：3年間のサービス見込量と調整交付金交付見込額等を踏まえ、第 1 号被保険者の保険料として収納する必要がある額。

2 サービス量の推計

(1) 人口推計

令和5(2023)年10月1日時点の住民基本台帳人口をベースに、令和6(2024)年度の人口を推計した後、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口における仮定値を算出する計算式を使用し、将来推計人口を算出している。

本市においては、総人口は徐々に減少していくが、第1号被保険者は増加し続ける見込みである。

(1) 総人口

(単位：人)

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
総人口	731,833	731,493	731,691	730,273	728,787	727,790	700,271

(2) 被保険者数

(単位：人)

		R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
男性	第1号被保険者	82,169	82,896	83,626	84,473	85,037	86,070	100,039
	65～69歳	22,005	21,546	21,229	21,137	20,906	20,836	24,636
	70～74歳	23,643	23,164	22,316	21,430	20,821	20,590	20,251
	75～79歳	14,110	15,421	16,885	18,261	19,607	19,485	17,827
	80～84歳	11,096	11,104	11,452	11,872	11,792	12,783	15,479
	85～89歳	7,428	7,603	7,521	7,396	7,393	7,638	12,181
	90歳以上	3,887	4,058	4,223	4,377	4,518	4,738	9,665
	第2号被保険者	115,826	116,069	116,345	116,441	116,608	116,298	104,465
	総数	197,995	198,965	199,971	200,914	201,645	202,368	204,504
女性	第1号被保険者	113,494	114,428	115,273	116,064	116,867	117,874	131,425
	65～69歳	24,317	23,656	23,417	23,467	23,285	23,305	26,809
	70～74歳	27,921	27,465	26,473	25,035	24,195	23,893	23,371
	75～79歳	18,891	20,154	21,556	23,233	24,945	24,581	21,890
	80～84歳	17,160	17,273	17,736	18,395	18,047	19,034	20,096
	85～89歳	13,875	14,122	13,915	13,728	13,874	14,116	18,159
	90歳以上	11,330	11,758	12,176	12,206	12,521	12,945	21,100
	第2号被保険者	125,520	125,568	125,576	125,488	125,315	124,603	106,658
	総数	239,014	239,996	240,849	241,552	242,182	242,477	238,083
計	第1号被保険者	195,663	197,324	198,899	200,537	201,904	203,944	231,464
	65～69歳	46,322	45,202	44,646	44,604	44,191	44,141	51,445
	70～74歳	51,564	50,629	48,789	46,465	45,016	44,483	43,622
	75～79歳	33,001	35,575	38,441	41,494	44,552	44,066	39,717
	80～84歳	28,256	28,377	29,188	30,267	29,839	31,817	35,575
	85～89歳	21,303	21,725	21,436	21,124	21,267	21,754	30,340
	90歳以上	15,217	15,816	16,399	16,583	17,039	17,683	30,765
	第2号被保険者	241,346	241,637	241,921	241,929	241,923	240,901	211,123
	総数	437,009	438,961	440,820	442,466	443,827	444,845	442,587

（２）要支援・要介護認定者数及び認定率の推計

要支援・要介護認定者の推計については、本市の将来推計人口に要支援・要介護認定者の出現率を乗じて推計しているが、介護予防・重度化防止の取組により、将来の伸び率が抑制されると見込んで要介護１以下の推計値を補正し、認定者数を算出している。

なお、介護予防・重度化防止の取組み効果は特に軽度者に現れると想定。

【主な介護予防・重度化防止の取組】

地域包括ケアの理念の普及啓発・元気くらの普及・地域ケア会議の開催・リハ職派遣事業・ケアプラン点検の実施 等

（単位：人）

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
要支援 1	6,943	6,603	6,315	6,725 6,658	6,807 6,737	6,999 6,929	8,944 8,854
要支援 2	5,637	5,699	5,876	5,751 5,692	5,823 5,764	5,986 5,925	7,772 7,695
要介護 1	9,956	9,642	9,258	9,745 9,647	9,884 9,786	10,175 10,075	13,788 13,650
要介護 2	6,419	6,455	6,735	6,492	6,588	6,777	9,382
要介護 3	4,708	4,692	4,684	4,768	4,842	4,991	7,053
要介護 4	4,483	4,631	4,752	4,677	4,755	4,896	6,988
要介護 5	3,063	3,010	3,078	3,057	3,106	3,195	4,511
合計	41,209	40,732	40,698	41,215 40,991	41,805 41,578	43,019 42,788	58,438 58,133
認定率	21.1%	20.6%	20.5%	20.6% 20.4%	20.7% 20.6%	21.1% 21.0%	25.2% 25.1%

＝介護予防の取組み効果を勘案後

※第１号被保険者数による（第２号被保険者含まず）

(3) 施設・居住系サービス給付費の推計 A

施設・居住系サービス給付費（年額）の推計式は、【1月あたり利用者数×1人1月あたりの給付費×12月】であり、これを各年度、各サービス種別及び要介護（支援）度ごとに行い、その全てを合計することで施設・居住系サービスの総給付費を推計する。

① 施設・居住系サービスの1月あたり利用者数（床数）

第2回サービス量の見込みに関する専門委員会承認された整備量で推計している。

■第9期 介護サービス基盤整備について

種 別	単位	令和5年度末 (予定)	第9期計画数	令和8年度末 (目標)
特別養護老人ホーム	床	2,542	103	2,645
うち広域型	床	2,024	103	2,127
うち地域密着型	床	518	0	518
介護老人保健施設	床	2,021	0	2,021
介護医療院	床	775	0	775
認知症対応型共同生活介護	床	1,250	18	1,268
特定施設入居者生活介護	床	1,514	107	1,621
うち介護専用型	床	30	0	30
うち地域密着型	床	20	0	20
うち混合型（有料・軽費）	床	1,359	72	1,431
うち混合型（養護）	床	105	35	140

※特別養護老人ホームの増床と転換については、地域密着型特別養護老人ホームでの整備分と併せて広域型に計上している。

■施設・居住系サービス利用者数推計

単位：人

	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
(1) 居宅(介護予防)サービス				
特定施設入居者生活介護	1,398	1,499	1,601	2,205
(2) 地域密着型(介護予防)サービス				
認知症対応型共同生活介護	1,145	1,207	1,268	1,762
地域密着型特定施設入居者生活介護	19	20	20	27
地域密着型介護老人福祉施設	479	499	518	787
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	1,918	2,023	2,127	2,796
介護老人保健施設	1,778	1,900	2,021	2,870
介護医療院	651	738	782	1,221

② 施設・居住系サービスの総給付費

1 月あたり利用者数に 1 人 1 月あたりの給付費を乗じて次のとおり推計される。

単位：千円

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
(1) 居宅（介護予防）サービス							
特定施設入居者生活介護	2,629,744	2,771,130	2,874,478	3,155,068	3,393,804	3,629,321	5,030,494
(2) 地域密着型（介護予防）サービス							
認知症対応型共同生活介護	3,264,825	3,330,253	3,373,516	3,616,586	3,818,776	4,012,435	5,578,880
地域密着型特定施設入居者生活介護	44,030	44,796	41,511	44,977	46,473	46,473	62,939
地域密着型介護老人福祉施設（※）	1,455,123	1,513,404	1,489,457	1,576,706	1,644,267	1,706,959	2,594,985
小計	4,763,979	4,888,454	4,904,484	5,238,269	5,509,516	5,765,867	8,236,804
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	6,083,551	5,954,806	5,926,274	6,354,685	6,710,954	7,055,313	9,271,926
介護老人保健施設	6,015,147	6,010,313	5,837,176	6,355,469	6,800,539	7,233,647	10,286,586
介護医療院	1,789,943	2,035,799	2,511,370	2,939,641	3,336,321	3,535,336	5,509,776
介護療養型医療施設	667,111	344,186	147,455	—	—	—	—
小計（※）	14,555,751	14,345,104	14,422,275	15,649,795	16,847,814	17,824,296	25,068,288
合計	21,949,474	22,004,688	22,201,237	24,043,132	25,751,134	27,219,484	38,335,586
※ 施設サービス	16,010,875	15,858,508	15,911,732	17,226,501	18,492,081	19,531,255	27,663,273
※以外 居住系サービス	5,938,599	6,146,179	6,289,505	6,816,631	7,259,053	7,688,229	10,672,313

※令和 6 年度介護報酬改定反映済み

（４）在宅サービス等給付費の推計 B

在宅サービス等給付費（年額）の推計式は、【1 月あたり利用者数×1 人 1 月あたり利用回数×1 人 1 回（日）あたり給付費×12 月】であり、これを各年度及び各サービス種別に行い、合計することで在宅サービス等給付費の総額を推計する。

① 1 月あたり利用者数

【各年度の在宅サービス対象者数×各年度の在宅サービス利用率】で算出される。

令和 8（2026）年度の在宅サービスの 1 月あたり利用者数の推計値

単位：人

	合計	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
(1) 居宅サービス								
訪問介護	8,611	—	—	3,049	2,144	1,523	1,114	781
訪問入浴介護	206	1	1	0	6	14	72	112
訪問看護	4,760	355	515	1,330	1,017	628	549	366
訪問リハビリテーション	729	56	90	199	183	111	58	32
居宅療養管理指導	7,319	132	180	1,377	1,389	1,512	1,618	1,111
通所介護	7,474	—	—	2,982	1,961	1,263	863	405
通所リハビリテーション	6,223	1,087	1,102	1,811	1,233	569	292	129
短期入所生活介護	848	7	18	209	213	187	138	76
短期入所療養介護（老健）	351	7	6	66	91	97	55	29
短期入所療養介護（病院等）	2	0	0	0	0	0	0	2
短期入所療養介護（介護医療院）	8	0	0	0	6	0	2	0
福祉用具貸与	19,983	2,288	3,064	4,388	4,130	2,560	2,255	1,298
特定福祉用具購入費	248	49	42	57	43	35	19	3
住宅改修費	208	49	42	57	30	17	11	2
介護予防支援・居宅介護支援	26,758	3,115	3,681	8,015	5,220	3,167	2,266	1,294
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	648	—	—	65	62	150	223	148
夜間対応型訪問介護	2	—	—	0	0	0	1	1
地域密着型通所介護	2,647	—	—	1,064	676	430	314	163
認知症対応型通所介護	428	1	1	142	97	118	30	39
小規模多機能型居宅介護	881	53	78	235	191	138	104	82
看護小規模多機能型居宅介護	190	—	—	47	24	24	39	56

※端数表示の関係で 0 人と表記されている場合がある

② 年度毎在宅サービス等給付費の総額

1月あたり利用者数に、利用回数及び1回（日）あたり給付費を乗じて次のとおり推計される。

単位：千円

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R22(2040)
(1) 居宅サービス							
訪問介護	6,900,111	7,171,343	7,449,225	7,760,979	8,171,516	8,596,199	11,906,904
訪問入浴介護	144,587	146,423	165,518	165,251	163,865	172,372	239,094
訪問看護	1,696,101	1,784,363	1,962,236	2,030,852	2,145,909	2,250,279	3,065,010
訪問リハビリテーション	207,919	225,199	257,211	273,572	283,922	291,030	395,210
居宅療養管理指導	675,445	743,214	859,463	949,384	985,467	1,025,472	1,416,730
通所介護	6,983,309	6,620,166	6,991,605	7,093,227	7,297,851	7,604,468	10,459,176
通所リハビリテーション	4,295,945	4,081,392	4,160,305	4,382,323	4,441,565	4,485,706	5,962,708
短期入所生活介護	800,725	783,531	720,300	726,362	733,548	756,036	1,047,373
短期入所療養介護（老健）	326,212	288,908	328,980	293,800	289,143	297,360	413,197
短期入所療養介護（病院等）	20,225	13,976	5,795	4,706	4,712	4,712	4,712
短期入所療養介護（介護医療院）	3,486	9,270	9,514	11,103	11,118	11,118	16,430
福祉用具貸与	1,995,496	2,131,618	2,256,903	2,322,856	2,426,202	2,537,145	3,476,576
特定福祉用具購入費	93,179	93,415	97,064	99,304	100,558	102,908	138,282
住宅改修費	205,558	186,417	178,504	173,023	171,560	175,923	233,068
介護予防支援・居宅介護支援	3,363,381	3,424,367	3,522,304	3,691,579	3,834,525	4,021,090	5,481,376
小計	27,711,677	27,703,602	28,964,927	29,978,321	31,061,461	32,331,818	44,255,846
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	191,582	751,754	1,385,929	1,493,217	1,526,804	1,590,640	2,223,107
夜間対応型訪問介護	0	0	0	1,254	1,256	1,256	1,256
地域密着型通所介護	2,674,037	2,652,653	2,571,210	2,517,851	2,559,296	2,615,317	3,606,882
認知症対応型通所介護	596,227	563,597	541,452	529,050	547,270	569,670	789,016
小規模多機能型居宅介護	2,029,352	1,897,965	1,804,103	1,866,349	1,875,401	1,917,980	2,450,099
看護小規模多機能型居宅介護	531,087	488,423	517,934	551,903	568,484	589,045	815,277
小計	6,022,285	6,354,392	6,820,629	6,959,624	7,078,511	7,283,908	9,885,637
合計	33,733,962	34,057,994	35,785,555	36,937,945	38,139,972	39,615,726	54,141,483

※令和6年度介護報酬改定反映済み

（５）総給付費の推計 A+B

（３）及び（４）で推計した施設・居住系サービス給付費と在宅サービス等給付費を合計し、介護給付等サービス総給付費を算出する。

単位：千円

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R22 (2040)
介護給付等サービス総給付費	60,981,077	63,891,106	66,835,210	92,477,069
施設・居住系サービス	24,043,132	25,751,134	27,219,484	38,335,586
施設サービス	17,226,501	18,492,081	19,531,255	27,663,273
居住系サービス	6,816,631	7,259,053	7,688,229	10,672,313
在宅サービス	36,937,945	38,139,972	39,615,726	54,141,483

3 介護保険料

■第9期介護保険料基準月額

○総事業費の推計値

- これまで推計した総給付費及び人口や要介護認定者数などから推計したその他経費の見込みについては、次のとおり。

	合計	第9期			R22 (2040)
		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
標準給付費見込額 (A)	201,206,317,416	64,088,084,112	67,042,138,487	70,076,094,817	96,788,089,624
総給付費 (財政影響額調整後)	191,707,393,000	60,981,077,000	63,891,106,000	66,835,210,000	92,477,069,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	4,009,266,539	1,311,445,558	1,329,902,894	1,367,918,087	1,819,598,331
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	4,649,218,175	1,520,774,656	1,542,181,399	1,586,262,120	2,105,754,101
高額医療合算介護サービス費等給付額	613,100,002	200,456,768	203,492,464	209,150,770	281,344,602
算定対象審査支払手数料	227,339,700	74,330,130	75,455,730	77,553,840	104,323,590
地域支援事業費 (B)	10,291,492,226	3,392,012,124	3,430,329,304	3,469,150,798	3,591,905,964
介護予防・日常生活支援総合事業費	7,105,254,408	2,338,628,988	2,368,250,031	2,398,375,389	2,399,425,186
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	2,760,240,818	911,384,136	920,080,273	928,776,409	1,050,481,778
包括的支援事業 (社会保障充実分)	425,997,000	141,999,000	141,999,000	141,999,000	141,999,000
合計 (A) + (B)	211,497,809,642	67,480,096,236	70,472,467,791	73,545,245,615	100,379,995,588

- この総事業費をもとに国から交付される調整交付金等を踏まえて第1号被保険者の保険料として収納する必要額を算定。

○介護給付準備基金（剰余金）の繰入

- 令和5年度末における準備基金及び剰余金は約86億円の見込。
- ・ 今後の介護保険財政の安定化を図るとともに不測の事態も考慮し、剰余金のうち約50億円を保険料に繰り入れることとすることで、保険料基準額を731円抑制。

以上より、第9期の保険料基準額（月額）は **6,400円**

■第9期における国の改正状況

○公費による保険料軽減

- 令和6（2024）年度からは、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、第1～第3段階において標準乗率を引き下げるとともに公費軽減割合の見直しが行われる。

第8期				第9期			
	標準乗率	公費軽減割合	最終乗率		標準乗率	公費軽減割合	最終乗率
第1段階	0.5	▲0.2	0.3		0.455	▲0.17	0.285
第2段階	0.75	▲0.25	0.5		0.685	▲0.2	0.485
第3段階	0.75	▲0.05	0.7		0.69	▲0.005	0.685

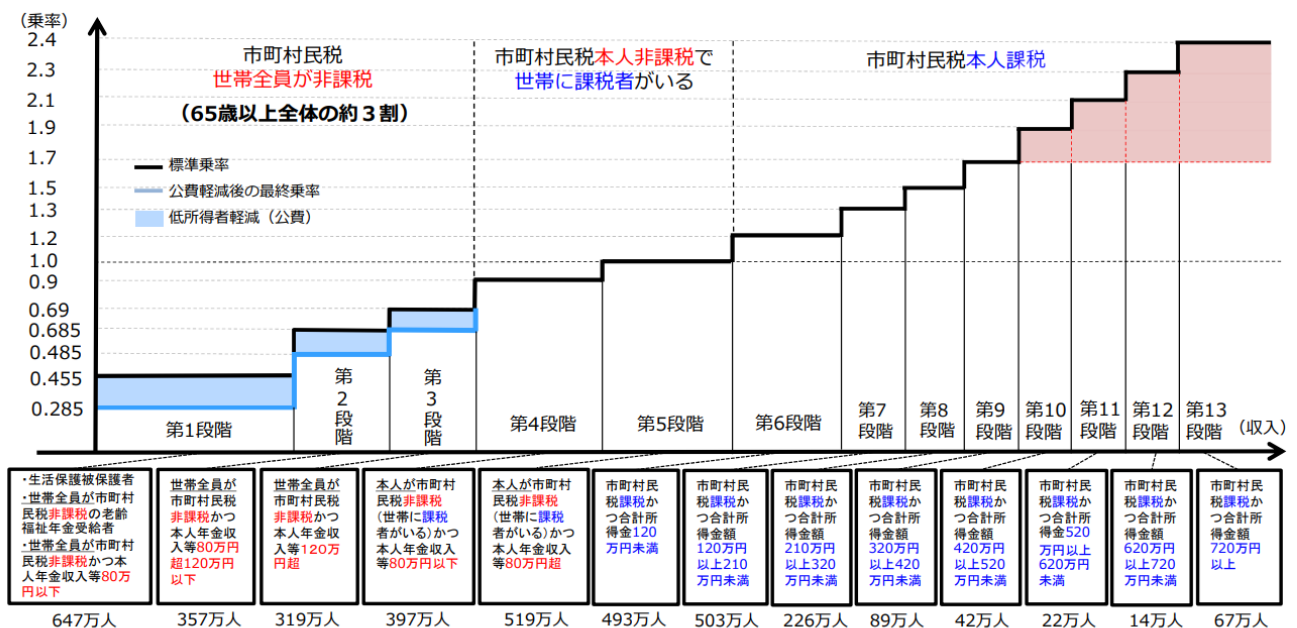
※低所得者の保険料軽減に要する費用は、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担。

○標準段階の多段階化

- 負担能力に応じた負担の観点から、既に多くの保険者で9段階を超える多段階の設定がなされていることも踏まえ、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引き上げが行われる。
- ・標準段階の第9段階を5段階に分割し、9段階 → 13段階へ

【参考】第9期計画期間における第1号保険料（標準13段階）

○今回の見直しを踏まえた、第9期計画期間における、標準段階、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等は以下のとおり。



※被保険者数は、令和5年度厚生労働省老健局介護保険計画課調べ（令和5年4月1日現在の状況により報告）

3

【出典】R5.12.22 社会保障審議会介護保険部会資料

■熊本市の第9期介護保険料の算定

○所得段階・料率・基準所得金額について

本市では、従来国基準よりも多段階化及び低所得者の標準乗率を軽減しており、第9期においては、13段階から15段階に増やすとともに、国に準じて高所得者の乗率を上げ、低所得者の乗率を下げるにより負担の公平性を図ることとする。

なお、乗率及び所得金額の決定にあたっては、前回報告後新たに国が示した標準段階別の例を参考とした。

- ・第1段階：国基準に合わせて乗率を下げ、さらに公費投入により負担軽減を図る
- ・第2～3段階：国基準よりも乗率を下げ、さらに公費投入により負担軽減を図る
- ・第4段階：第8期と同様、国基準よりも低い乗率として負担軽減を図る
- ・第6段階：本人課税になる境界であり、激変緩和として乗率を下げ負担軽減を図る
- ・第7～9段階：第8期と同様
- ・第10～13段階：国基準に合わせて乗率をアップ
- ・第14～15段階：高所得者層の負担平準化のため新たに設置

【第9期 介護保険料設定 案】

第8期介護保険料

段階	対象者	第8期 乗率	第8期 保険料月額 (円)
第1段階	生活保護の受給者	0.3 (0.5)	1,920 (3,200)
	老齢福祉年金の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合		
	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合		
第2段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の場合	0.375 (0.625)	2,400 (4,000)
第3段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合	0.7 (0.75)	4,480 (4,800)
第4段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合	0.875	5,600
第5段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超える場合	1.0	6,400
第6段階	120万円未満の場合	1.2	7,680
第7段階	120万円以上210万円未満の場合	1.3	8,320
第8段階	210万円以上～320万円未満の場合	1.5	9,600
第9段階	320万円以上400万円未満の場合	1.7	10,880
第10段階	400万円以上500万円未満の場合	1.8	11,520
第11段階	500万円以上600万円未満の場合	1.9	12,160
第12段階	600万円以上700万円未満の場合	2.0	12,800
第13段階	700万円以上の場合	2.1	13,440

第9期介護保険料(案)

段階	対象者	第9期 乗率	第9期 保険料月額 (円)	第9期と 第8期の差 (円)
第1段階	生活保護の受給者	0.285 (0.455)	1,824 (2,912)	△96 (△288)
	老齢福祉年金の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合			
	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合			
第2段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の場合	0.37 (0.57)	2,368 (3,648)	△32 (△352)
第3段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合	0.645 (0.65)	4,128 (4,160)	△352 (△640)
第4段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合	0.875	5,600	0
第5段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超える場合	1.0	6,400	0
第6段階	120万円未満の場合	1.1	7,040	△ 640
第7段階	120万円以上210万円未満の場合	1.3	8,320	0
第8段階	210万円以上～320万円未満の場合	1.5	9,600	0
第9段階	320万円以上420万円未満の場合	1.7	10,880	0
第10段階	420万円以上520万円未満の場合	1.9	12,160	640
第11段階	520万円以上620万円未満の場合	2.1	13,440	1,280
第12段階	620万円以上720万円未満の場合	2.3	14,720	1,920
第13段階	720万円以上820万円未満の場合	2.5	16,000	2,560
第14段階	820万円以上920万円未満の場合	2.7	17,280	3,840
第15段階	920万円以上の場合	2.9	18,560	5,120

【参考１】これまでの介護保険料基準額

計画期間	基準月額	前期比
第１期（H12年度～H14年度）	3,250円	－
第２期（H15年度～H17年度）	4,000円	+750円
第３期（H18年度～H20年度）	4,600円	+600円
第４期（H21年度～H23年度）	4,200円	▲400円
第５期（H24年度～H26年度）	5,280円	+1,080円
第６期（H27年度～H29年度）	5,700円	+420円
第７期（H30年度～R2年度）	6,760円	+1,060円
第８期（H3年度～R5年度）	6,400円	▲360円

※第４期については、本来4,800円のところを剰余金の投入により軽減したもの。

※第８期については、本来6,600円のところを剰余金の投入により軽減したもの。

【参考２】国の第９期標準段階

第8期標準段階

段階	対象者	第8期 乗率
第1段階	生活保護の受給者	0.3 (0.5)
	老齢福祉年金の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合	
第2段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合	0.5 (0.75)
	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の場合	
	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合	
第3段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合	0.7 (0.75)
第4段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合	0.9
第5段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超える場合	1.0
第6段階	120万円未満の場合	1.2
第7段階	120万円以上210万円未満の場合	1.3
第8段階	210万円以上～320万円未満の場合	1.5
第9段階	320万円以上の場合	1.7

第9期標準段階

段階	対象者	第9期 乗率
第1段階	生活保護の受給者	0.285 (0.455)
	老齢福祉年金の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合	
第2段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合	0.485 (0.685)
	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超え、120万円以下の場合	
	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合	
第3段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合	0.685 (0.69)
第4段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下の場合	0.9
第5段階	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円を超える場合	1.0
第6段階	120万円未満の場合	1.2
第7段階	120万円以上210万円未満の場合	1.3
第8段階	210万円以上～320万円未満の場合	1.5
第9段階	320万円以上420万円未満の場合	1.7
第10段階	420万円以上520万円未満の場合	1.9
第11段階	520万円以上620万円未満の場合	2.1
第12段階	620万円以上720万円未満の場合	2.3
第13段階	720万円以上の場合	2.4